

日本農林規格の見直しについて 「生産情報公表農産物」



平成22年9月29日 (独) 農林水産消費安全技術センター

生産情報公表農産物の日本農林規格の見直しについて

(独) 農林水産消費安全技術センター

1 見直しの経緯

(1) 品質実態調査

- ・実施せず。

(2) 利用実態調査

- ・アンケート調査

生産情報公表農産物の生産者と小分け業者にアンケートを32通送付し、18団体／社から回答あり。

- ・ヒアリング調査

1 登録認定機関を対象に実施。

(3) 検討会の開催

- ・平成21年5月22日、消費者説明会（消費者委員11名出席）を開催。

2 生産量及び格付量

		ト ン		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度
格付数量	野菜	92	234	415
	果実		16	2
	米穀	8,339	8,018	8,636
	きのこ類	819	1,881	1,987
	計	9,250	10,149	11,040
生産量		29,674,800	30,763,100	26,929,500

※ 生産量は、食糧需給表（概算値）における野菜、果実、米穀、麦類、雑穀、豆類、きのこ類及び緑茶（荒茶）（緑茶（荒茶））の生産量は農林水産省統計部の公表値）の合計数量。

3 規格見直しの概要

関係者から改正の要望はなく、確認とする。

生産情報公表農産物の日本農林規格

制 定 平成 17 年 6 月 30 日農林水産省告示第 1163 号
改 正 平成 18 年 2 月 28 日農林水産省告示第 210 号
最終改正 平成 20 年 5 月 20 日農林水産省告示第 749 号

(目的)

第 1 条 この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条第 2 項又は同法第 19 条の 3 第 2 項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所） (2) ほ場等の所在地 (3) 収穫期間 (4) 生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項ただし書に規定する特定農薬をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数） (5) 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の特定農薬の使用回数が異なる場合にあつては、最多使用回数及び最少使用回数） (6) 生産者が施用した肥料（土壌改良資材（地力増進法施行令（昭和 59 年政令第 299 号）に規定する土壌改良資材をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）

	の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の肥料の施用量が異なる場合にあっては、最多施用量及び最少施用量） (7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の土壌改良資材の施用量が異なる場合にあっては、最多施用量及び最少施用量） (8) 生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的
生産情報公表農産物	次条から第6条までの規格に適合する農産物をいう。
農産物識別番号	同一の生産情報及び第5条に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が農産物ごとに定めるものをいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）の一に掲げる農薬を除く。）をいう。
化学肥料	肥料のうち化学的に合成されたものをいう。
窒素成分量	生産者が施用した化学肥料に含まれる窒素成分の総量を10アール当たりの量に換算した量をいう。

（生産情報公表農産物の規格）

第3条 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表農産物の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 農産物識別番号 (2) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第3条第1項第1号又は玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）第3条第1項第1号に掲げる事項、農産物識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定

	する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表農産物」と記載すること。 (2) 農産物識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(化学合成農薬削減割合等の規格)

第5条 認定生産行程管理者は、第3条の公表のほか、次に掲げる情報を公表することができる。

(1) 次の計算式により計算した化学合成農薬の削減割合（以下「化学合成農薬削減割合」という。）

$$\text{化学合成農薬削減割合} = \left[1 - \frac{A}{B} \right] \times 10$$

A＝農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数

B＝農産物の栽培地の属する地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の区域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均的な使用回数を考慮して地方公共団体が定める化学合成農薬の使用回数（以下「平均使用回数」という。）

(注) 化学合成農薬削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 次の計算式により計算した化学肥料の削減割合（以下「化学肥料削減割合」という。）

$$\text{化学肥料削減割合} = \left[1 - \frac{C}{D} \right] \times 10$$

C＝農産物に現に施用した化学肥料の窒素成分量

D＝農産物の栽培地の属する地方公共団体の区域において当該農産物に施用される化学肥料の平均的な窒素成分量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素成分量（以下「平均窒素成分量」という。）

(注) 化学肥料削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てる。

- 2 化学合成農薬削減割合を公表する場合には、当該化学合成農薬の削減割合の計算に用いた平均使用回数及び平均使用回数が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。
 - 3 化学肥料削減割合を公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素成分量を農産物識別番号ごとに正確に記録し、その記録を保管し、事実即して公表するとともに、当該化学肥料削減割合の計算に用いた平均窒素成分量及び平均窒素成分量が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。
- 第6条 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項のいずれか又はすべてを表示してあること。 (1) 化学合成農薬削減割合 (2) 化学肥料削減割合
表示の方法	化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 化学合成農薬削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学合成農薬削減割合：○割（対○○平均使用回数比）」と記載すること。 （注）○には整数を、○○には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載すること。 (2) 化学肥料削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学肥料削減割合：○割（対○○平均窒素成分量比）」と記載すること。 （注）○には整数を、○○には化学肥料削減割合の算定に使用した平均窒素成分量を定めた地方公共団体の名称を記載すること。
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

附 則（平成20年5月20日農林水産省告示第749号）

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の生産情報公表農産物の日本農林規格により格付の表示が付された生産情報公表農産物については、なお従前の例による。

(最終改正の施行期日)

平成20年5月20日農林水産省告示第749号については、平成20年6月19日から施行する。